

公益財団法人日本知的障害者福祉協会 定款細則

平成24年3月16日 制定
平成25年4月1日 施行
平成29年6月16日 改正
令和2年3月12日 改正

公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下「本会」という）定款第52条に基づき、次のとおり細則を定める。

第1章 組織・会議等

1. 本会の事業の円滑なる運営をはかるために、次の会を置くものとする。

(1) 地区会

ア 地区会は、（別表1）の地区の区分により構成する。

イ 地区会は、本会と連携を図り、併せて地方会を統括し、次の事項について連携並びに調整を行う。

（ア）地方会の意見の調整、集約と本会事業への反映

（イ）地方会への迅速な情報提供

（ウ）各種研修会等の実施

（エ）災害等緊急時における連絡、支援体制の整備と対応

（オ）その他、地区会、地方会の円滑な事業推進

(2) 部会

部会は次のとおりとする。

児童発達支援部会

障害者支援施設部会

日中活動支援部会

生産活動・就労支援部会

地域支援部会

相談支援部会

(3) 委員会

委員会は、部ごとに次のとおりとする。但し、下記委員会のほかに特別委員会を設けることができる。

[政策・研究部]

政策委員会

社会福祉法人制度検討委員会
調査・研究委員会
〔総務部〕

権利擁護委員会
リスクマネジメント委員会
支援スタッフ委員会
国際委員会

〔事業部〕

編集出版企画委員会
人材育成・研修委員会

(4) 理事運営会議

- ア 理事運営会議は、全理事をもって構成する。
- イ 理事運営会議は、本会の円滑な運営並びに事業活動の推進を図るため次の事項について調整、協議する。
 - (ア)役員会提出議案に関すること
 - (イ)理事会決議事項の執行に関すること
 - (ウ)その他、理事会の議決を要しない経常的業務の処理に関すること
- ウ 会議に座長及び副座長1名を置く。
- エ 座長は会長とし、副座長は会長が副会長の中から指名する。
- オ 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代行する。
- カ 会議は、座長が招集する。
- キ 会議は、原則として年2回開催する。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。
- ク 会議は、2分の1以上の理事の出席がなければ開催することができない。
- ケ 会議は、協議録を作成し、その内容は必要に応じ監事、評議員会に報告しなければならない。

第2章 評議員及び理事、監事の選出

2. 評議員及び理事、監事の選出にあたっての会員とは、施設又は事業にあっては、会員規程第2条第1項に定める施設及び事業に属する者とする。但し、選出は1施設及び1事業からいずれかの1名を限度とする。
3. 評議員の選出は次によるものとする。
 - (1) 地方会の推薦によるもの
 - ア 地方会を代表する評議員は、各地方会1名とする。但し、北海道にあっては3名とする。
 - イ 上記アの地方会を代表する者が理事、監事となる場合にあっては、当該地

方会はそれに代わる者を評議員に推薦することはできない。

(2) 部会の推薦によるもの

ア 各部会は、委員の互選により、それぞれ1名を推薦する。

イ 第2章3(1)アの地方会を代表する者を評議員に推薦することはできない。

(3) 会長の推薦によるもの

ア 会長が推薦する評議員は6名とし、広く学識、経験等を有し、本会の運営と発展に必要とされる人材であることとする。

イ 会長が推薦する評議員のうち3名は、同業者以外の者とする。

4. 評議員の区分と定数は(別表2)によるものとする。

5. 理事の選出は次によるものとする。

(1) 地区会の推薦によるもの

地区会を代表する理事は、各地区会1名とし、評議員会に推薦する。

(2) 部会の互選によるもの

部会から選出する理事は、委員の互選により、それぞれ1名を評議員会に推薦する。但し、第2章3(1)の地方会を代表する者並びに上記(1)の地区会を代表する者を理事に推薦することはできない。

(3) 会長が推薦し、理事会の承認を得たもの

推薦理事は、広く学識、経験等を有し、本会の運営と発展に必要とされる同業者以外の者を評議員会に推薦する。

(4) 会長が理事会の承認を得て、指名するもの

指名理事は常任理事とし、本会業務を分担執行し、本会業務の円滑な推進と本会の発展に必要とされる人材であることとする。

6. 理事の区分と定数は(別表3)によるものとする。

7. 監事の選出は次によるものとする。

会長が推薦し、評議員会の承認を得たもの。

第3章 会長及び副会長の選出

8. 会長の選出は、次の方法による。

(1) 会長の選出は、推薦理事並びに指名理事を除いた理事を候補とし、得票数が過半数に達した者を会長とする。

(2) 上記(1)の投票で過半数に達しない場合は、得票数の多い上位2位までの者について投票し、得票数が過半数に達した者を会長とする。

(3) 上記(1)、(2)の選挙管理業務は事務局が行う。

9. 副会長の選出は、次の方法による。

(1) 副会長の選出は、推薦理事並びに指名理事を除いた理事を候補とし、3名の

副会長を選出する。但し、副会長には地区代表理事、部会代表理事それぞれから1名以上の者を選出しなければならない。

- (2) 各理事が、地区代表理事から1名、部会代表理事から1名について連記、投票し、それぞれ過半数に達した者を副会長とする。
 - (3) 各理事が、前項により選出された者を除く理事の中から1名について投票し、過半数に達した者を副会長とする。
 - (4) 上記(2)、(3)の投票で過半数に達しない場合は、得票数の多い上位2位までの者について投票し、得票数が過半数に達した者を副会長とする。
 - (5) 上記(1)から(4)の選挙管理業務は事務局が行う。
10. 会長、副会長、常任理事、監事の再任の期限（在職の期限）は、3期6年とする。ただし、それぞれの職務についての期限とする。
11. 評議員又は理事、監事の欠員補充については、3、5、及び7の定めるところによる。

第4章 部を担当する理事

12. 第1章1(3)に規定する委員会の部に、それぞれを統括する理事（以下「部担当理事」という）を置くこととする。
13. 部担当理事は、会長が副会長、常任理事を除く理事の中から部ごとに1名を指名することとする。

(別表1)

一地 区 の 区 分一

地区区分	地方会区分（都道府県知的障害者福祉協会）
北海道	北海道
東北	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県
東海	静岡県・愛知県・岐阜県・三重県
北陸	新潟県・富山県・石川県・福井県
近畿	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山县
中国	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

(別表2)

評議員の区分と定数

区分	都道府県知的障害者福祉協会									小計	会長推薦	部会	合計
	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州				
北海道	6	1都8県	4県	4県	2府4県	5県	4県	8県					
定数	3人	5人	8人	3人	3人	5人	4人	3人	7人	41人	6人	6人	53人以内

※上記の定数にある者で、監事になる場合は、上記定数は、その数を減じたものとする。

(別表3)

理事の区分と定数

区分	地区会									小計	会長指名（常任理事）	部会				小計	合計
	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州			児童発達支援部会	障害者支援施設部会	日中活動支援部会	生産活動・就労支援部会	地域支援部会	
定数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	9人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	17人